

第2回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月9日(木) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室
- 3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一	2番 織本 幸一	3番 鈴木 茂雄
4番 吉清 哲司	5番 池田 誠	6番 中村 好男
7番 三枝 正直	8番 高橋 奈緒美	9番 高浦 伸芳
10番 麻生 等	11番 福山 博久	12番 松崎 秋夫
13番 吉野 鋭致		
- 4 欠席委員(0名)
- 5 提出議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 令和4年度第11次農用地利用集積計画(案)について
 - 議案第5号 非農地判断について
 - その他

(開会 午後2時55分)

事務局 委員の皆様、お疲れ様でございます。

総会前に、訃報のお知らせをさせていただきます。

平成24年7月から平成27年6月まで、いすみ市農業委員会会長を務められました、元吉基様が2月2日に逝去されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

なお、農業委員会を代表して、2月6日のお通夜の式に藤平会長が参列されましたので、ご報告いたします。

それでは、ただいまから、令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番、池田委員、議席番号11番、福山委員にお願いします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号4から番号6の案件が会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号3までを審議いただき、その後に番号4から番号6について、それぞれご審議をお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、番号1から3について説明します。

番号1、譲渡人理由は、高齢で耕作できない為です。譲受人理由は、農

業経営規模拡大の為です。

申請土地、作田字有米田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由としては、現在、岩船地区農地耕作条件改善事業をすすめており、事業主体として稲作、畑作を行う予定です。

申請土地、岩船字大下、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。

申請土地、岬町和泉字馬子田、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、贈与による所有権移転、図面番号3です。

以上、番号1から番号3までの説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員 はい。11番の福山です。

申請番号1番ですが、事務局の説明のとおりです。譲受人は法人化されており、地域において積極的に農作業に従事していることから、特に問題ないものと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、番号2について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。池田です。

申請地周辺は、現在、国庫補助事業であります農地耕作条件改善事業が実施されている農地で、昨年10月から12月の3回の総会で審議決定された農用地利用集積計画、利用権設定で事業を進めているもので、今回、渡人から買受取得するものであり、問題ないものと思われます。

なお、先に述べた3回のは全て、賃借権10a当たり〇〇〇〇円で

設定されています。以上です。

議長 続きます。番号3について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。吉野です。

この件につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、家族間での受け渡しとなっております。問題はないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号3については、原案のとおり可決されました。

続きます。議案第1号の番号4についての審議に移りますが、議事参与の制限により、4番、吉清委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(吉清委員退室)

議長 吉清委員が退室されましたので、引き続き、番号4について事務局の説明を求めます。

事務局 番号4について説明します。譲渡人理由は、相続にて取得したものの遠方に居住し耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、若山字新田、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号4の説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号4について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。池田です。

申請地は元々、利用権設定されていた農地ですが、今回、受人が売買に

より取得するものであり、周辺農地一帯は、平成30年1月8日に設立した受人が大規模に耕作していることから、問題ないものと思われます。

なお、申請地周囲は1枚の田になされていました。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号4については、原案のとおり可決されました。

それでは、吉清委員の入室をお願いいたします。

(吉清委員入室)

議長 続きまして、議案第1号の番号5についての審議に移りますが、議事参与の制限により、2番、織本委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(織本委員退室)

議長 織本委員が退室されましたので、引き続き、番号5について事務局の説明を求めます。

事務局 番号5について説明します。譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、岬町嘉谷字吹来中、地目、田、〇〇〇〇m²。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号5の説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号5について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。10番、麻生です。

ただいまの件ですけれども、理由は事務局からの説明のとおりです。

現に昨年から、この田んぼを受人が耕作しておりまして、問題ないかと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号5については、原案のとおり可決されました。

それでは、織本委員の入室をお願いいたします。

(織本委員入室)

議長 続きまして、議案第1号の番号6についての審議に移りますが、議事参与の制限により、私はしばらくの間、退室をさせていただきますので、その間、議長を織本副会長をお願いいたします。

(藤平会長退室)

副会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願います。

番号6について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号6について説明します。譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、番号2と同様で、岩船地区農地耕作条件改善事業をすすめており、事業主体として稲作、畑作を行う予定です。

申請土地、岩船字大木下、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転、図面番号2です。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号6について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。池田です。

2番同様、国庫補助事業内の農地で、特に問題ないものと思われま

す。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号6については、原案のとおり可決されました。それでは、藤平会長の入室をお願いいたします。

(藤平会長入室)

副会長 会長が戻りましたので、これで議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定に基づく許可後の承継を伴う計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町三門中島の田と畑〇〇〇〇㎡です。西善寺の東側に位置します。図面番号6です。

当初計画内容、建売分譲住宅2棟及び車庫の建築。当初許可年月日、令和〇〇年〇〇月〇〇日許可。当初指令番号、千葉県夷農指令第〇〇〇〇号の〇〇-〇〇。

変更理由、当初計画の遂行にあたり、建築資材等の値上がりや資材の調達等が予定通り進まないなか、承継者からの申し出があり、予定利益も見込めないことから承継者の要望に応えることにした。

承継計画は農家住宅、〇〇〇〇㎡及び農業用倉庫兼作業所、〇〇〇〇㎡です。

申請地は10ヘクタール以上の一団の農地内の農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続して建てられるものであることから、例外的に許可できるものに該当します。

本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号番号9です。

承継者である譲受人は6年前に市川市から就農をめざして、いすみ市に

移住して来ました。現在借地で営農しており、直売所に出荷しています。農業経営の拡大を目指すにあたり、農業用倉庫、作業エリアが不足していることや現在の住居の老朽化があることから、申請地を取得し、農家住宅及び農業用倉庫兼作業所を建築する計画です。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は市道側溝へ放流、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで譲渡人が許可を得た道路占用について、譲受人が承継することとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、昨年、令和4年5月に転用許可申請があり許可されたもので、その計画変更ということで転用等については問題ないものと思います。ただ、あまりにも当初申請から計画変更まで期間が短いので、その辺がちょっとすっきりしないものがありますが、転用の関係に関しては許可されたものとなりますので、その辺の方、ご審議頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員、どうぞ。

池田委員 確かに、松崎委員が説明されたとおり短いですね。令和4年ですね。1年も経過していませんから。こういうのは、有りですか。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 確かに、松崎委員のおっしゃるとおり、昨年の5月に5条許可が出て、

それをまた年度も変わらないうちに計画変更はいかがなものかとあるのですけれども、今回、承継される方、これからいすみ市の農業を背負っていく方であると思いますし、将来性もあると思います。計画の内容もそれなりのものを出して頂いております。農家住宅を取得されるということは意欲的にやられるということなので、今回、期間が短いのですが、やむを得ない案件だと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 池田委員、いかがですか。

池田委員 まあ、しょうがないということですか。

今は借家に住んでいるわけでしょ、市川から来て。

事務局 市川市からこちらの方に移住されまして、今、住まいは〇〇に仮住まいということで、申請地を取得し農家住宅、農業用倉庫を建てて拠点として広げていく予定です。

池田委員 もう1点だけ聞きたいけど、専用住宅と農家住宅の違いについて確認したい。

事務局 農家住宅というのは、農家には農作業場等が必要なことから、住宅の他に農業用の倉庫とか作業所といったものを併せて建てる場合は農家住宅として扱います。建物としては専用住宅となんら変わりません。専用住宅の場合、5条の転用許可できる土地面積が概ね500㎡となっておりますが、農家住宅の場合はおおむね1,000㎡との違いがあります。

池田委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他に質疑ございますか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明い

たします。

番号1及び番号2は同一案件の為、一括で説明いたします。

本件土地は苅谷幸野の田と畑〇〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇〇㎡です。国吉神社の西側に位置します。図面番号7です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地に該当します。

転用目的は駐車場〇〇台です。

国吉神社では、出雲大社もあるため、正月の三が日に約7,000人の参拝客がありました。また、毎月イベントが開催されることになり、多くの来客が見込まれ、現在ある駐車場だけでは不足する為、駐車場を整備して無償で貸し出す計画です。

土砂による埋立てを行います。埋立ての事業計画は、平均2.6mほど埋立てを行います。

また、造成の為の土砂は、市原市のストック場から残土3,208立方メートルを搬入します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は小規模埋立て条例について環境保全課に許可申請予定です。

排水は雨水のみで、自然浸透とします。

番号3及び番号4は関連案件の為、一括で説明いたします。

本件土地は苅谷上塚根の田と畑〇〇〇〇㎡で、譲受人の工場の東側に位置します。図面番号8です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地に該当します。

転用目的は駐車場〇〇台です。

譲受人は合成樹脂及びこれを原料とする各種成形材料、接着剤、その他これらに関する製品の製造販売を行っています。業績も順調に伸びており、従業員数も年々増えていますが、従業員用の駐車場が不足

している為、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

番号3は土砂による埋立てを行いませんが、番号4は土砂による埋立てを行います。

埋立ての事業計画は、平均0.5mほど埋立てを行います。

また、造成の為の土砂は大多喜町の土砂採取事業から土砂714立方メートルを搬入します。

排水は雨水のみで、自然浸透とします。

権利の内容は、番号3が賃貸借権設定、番号4が売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は小規模埋立て条例について令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで環境保全課に許可申請済です。

番号5、本件土地は新田野柳戸前の田で新田野駅の西側に位置します。図面番号9です。

申請地は、農振農用地であるため、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は土砂の一時堆積場です。借主は申請地近隣の地区において土砂による埋立てを計画しており、申請地を借受け、一時堆積場として使用します。土砂の一時堆積の土量は〇〇〇〇立方メートル以内とします。

埋立てや整地は行わないため、費用は掛かりません。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、使用貸借権設定、期間借地です。

番号6、本件土地は佐室下根方の畑〇〇〇〇㎡で、上総東駅の東側に位置します。図面番号10です。

申請地は上総東駅より300m以内の為、第3種農地に該当します。

転用目的は建売住宅〇〇㎡及びカーポート〇〇㎡です。

温暖で海、山に近く、国道に面し、駅に近いことから需要があると

考え、建売住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ、既設排水路に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について夷隅土木事務所に申請予定です。

番号7、本件土地は岬町椎木町田の田〇〇〇〇m²で太東小学校の西側に位置します。図面番号11です。

申請地は、太東駅から500m以内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は建売分譲住宅、〇〇棟計〇〇〇〇m²及び進入路〇〇〇〇m²です。

譲受人は市内で不動産売買及び建築・土木工事業を行っており、駅、小中学校、医療機関等に近く利便性があることから建売分譲住宅の建築を計画しました。

土砂による埋立てを行います。埋立の土砂は市原市の土砂採取場より土砂1,420立方メートルを搬入します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路に放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号8、本件土地は岬町和泉門原の畑〇〇〇〇m²で、ドラッグストアの北側に隣接します。図面番号12です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は資材置場です。

譲受人は茨城県で不動産売買・管理等を主たる業務とする法人であり、今回外房周辺に事業展開を行う上で資材置場が必要となり、土地を求めていたところ、国道沿いで交通の利便性の高い申請地を選定しました。

用水は市営水道。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号9は議案第2号番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4まで、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 2番の織本です。

番号1、2に関しては、住宅地に隣接していることから、問題ないものと思います。番号3、4に関しては、譲受人の工場に面していますので、問題ないものと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

議長 続きまして、番号5及び番号6について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

5番については、3年間に限って土砂を堆積する場所として使用するという出でています。現状、隣接には農地は存在しません。もみ殻の堆積場として使っていたところに、土砂を搬入するということのように。その場で土砂について口頭ですが、きちんとした形で計画して頂いて、周辺に影響を及ぼさないようにと話しをさせて頂いております。

6番は住宅用地として買い受けるということで、周囲に現に耕作している農地は存在しないし、いすみ鉄道の線路際です。宅地にするということに特に問題はないと思われま。以上です。よろしく申し上げます。

議長 続きまして、番号7及び番号8について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。吉野です。

説明どおりでありまして、7番は地図を見ても分かる通り、周りは住宅地が立ち並んで農業を営む方が条件が悪くなっています。

8番についても国道に面してしまして、農業を営むには条件が悪い土地

でして、審議よろしく申し上げます。

議長 続きますして、番号9について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

先程の議案第2号と同じ案件ということで、特に問題ないものと思われ
ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議な
い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きますして、議案第4号、令和4年度第11次農用地利用集積計画（案）
についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第11次農用地利用集積計画（案）につ
きまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年1月18日付けで、農用地利用集積計画
決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の
決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は12ページ
に記載させて頂いております。

賃借権16件、貸付者15名、借受者12名、田、55,661㎡、
畑、640㎡、樹園地、1,127㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、非農地判断について説明いたします。

追加資料としまして、カラー刷りの写真を配布させて頂きました。

番号1、申請土地、岬町押日字山王、地目、畑、〇〇〇〇㎡。図面番号13番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。2月7日に、藤平会長、麻生委員、鈴木推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料の写真のとおり原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい。写真で見たとおりの復元の難しい原野の状態になっている訳なのですがけれども、ここ地図を見ていただくと分かりますが、細い道路の奥に市営住宅がありまして、出入りする車もありますので、これ以上見通しの悪くならないよう管理するように申出者には話しをしました。審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は1月31日までに回答済の10件について、議案書14ページから16ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日、お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第2回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局からご連絡をさせていただきます。

はじめに、3月の総会ですが、3月9日、木曜日、午後3時から、岬公民館大会議室で開催を予定しております。

なお、申請受付については、2月21日、火曜日、22日、水曜日、24日、金曜日の3日間となります。現地確認につきましては、2月27日、月曜日、28日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。また本日、1月分の活動記録簿お持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたり、ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時40分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 1 番委員